

みのおワーキング NEWS は、労働に関するセミナーの案内や関係機関からのお知らせ等の情報を掲載しています。

発行: 箕面市 地域創造部 箕面営業室

〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1 TEL072-724-6727(直通) FAX072-722-7655

～箕面市からのお知らせ～

令和7年度 箕面市労働関係セミナー

 Timee ×  箕面市

参加
無料

＼自分らしく働くヒントに／
スポットワークで広がる可能性

要申込

＼これまで働いたことのない業界を経験できた／

＼短い時間や単発で働ける／

お試し勤務を入りに、就職した事例もご紹介！

多様化する働き方の中で注目される「スポットワーク」。
その特徴やメリット・デメリット、活用事例を分かりやすくご紹介します。
自分に合った新しい働き方を見つけるヒントが得られます。
質疑応答の時間もございますので、ぜひご参加ください！

日時: 令和8年 **2月28日(土)**

時間: 14:00～15:30(受付開始:13:45～)

場所: みのお市民活動センター 多目的室

(箕面市坊島4-5-20みのおキューズモールWEST1(2階))

対象: スポットワークに関心のあるかたや、働き方にお悩みのあるかた

定員: 40名(申込順)

2月20日(金)までに
以下QRコードより
お申し込みください。



-目次-

- 令和7年度箕面市労働関係セミナーのご案内 [箕面市]・・・1ページ
- 法定雇用率引き上げと職場見学会のご案内 [ハローワーク池田]・・・2ページ
- 公的職業訓練(ハロートレーニング)のご案内 3ページ
- 女性活躍推進法の改正について [大阪労働局雇用環境・均等部指導課]・・・4ページ
- 令和7年度大阪府内の最低賃金について [淀川労働基準監督署]・・・6ページ
- 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策について 7ページ
- 大阪府労働環境課「労働相談」のご案内 [大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課]・・・8ページ

～ハローワーク池田からのお知らせ～

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、ハローワーク池田で実施している職場見学会についてご案内いたします。

check

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和8年7月)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)



check

②

障害者雇用をお考えの事業所の皆さまへ
～職場見学会を開催してみませんか？～

求人応募を検討している求職者・支援機関担当者向けに職場見学会を開催されませんか？
応募を決める前に職場見学会を実施することにより、求職者・支援機関・事業所間で、実際に携わる業務のイメージなどが共有できるため、応募のミスマッチを減らすことができます。

支援その1

「職場見学会」実施のご相談

職場見学会の内容や、日程調整など事業所様のご希望をお伺いしながら、一緒に計画を立てますので、初めて見学会を実施される事業所様でも安心です。

支援その2

見学会開催に伴う情報提供や告知

職場見学会の開催が決まれば、求職者・支援機関への情報提供、告知をおこないます。ひとりでも多くの方にご参加頂けるよう全力でバックアップいたします！

★お問い合わせは★ ハローワーク池田 専門援助部門
TEL 072-751-2595(部門コード32#)





ハロートレーニング

公的職業訓練のご案内

～ 公的職業訓練（ハロートレーニング）とは ～

求職中の方々が就職に必要な知識・技術を習得し、**就職を目指すための制度**です。

※ 趣味や勉学、資格取得のみを目的とした受講は出来ません。

訓練のコースには、パソコン事務・Web・IT・介護・ものづくり・電気設備など、いろいろな種類があります。

☆ **受講料は無料**（一部有料有り・教材費等は自己負担）です。

☆ **基本的に平日（月～金）の朝から夕方まで毎日訓練**があります。

訓練のお申し込みには。。。

Step 1. ハローワークの訓練窓口へ

どのコースを受講してどんな就職先を目指すのか、など、なんでもご相談ください。

Step 2. 訓練校の情報収集（見学・説明会等への参加）

受講を希望する訓練校の見学会・相談会等に参加して、訓練の詳細を確認しましょう。

Step 3. コース決定・受講申込み

ハローワークの窓口で受講申込書や、その他必要書類を提出します。

就職活動がうまくいかない・・・なぜ？何が足りない！？
苦手なパソコンを克服して就職に自信をつけたい！
知識やスキルを身に付けて新しい業界にチャレンジしたい！
手に職をつけて安定した仕事に就きたい！



これからのこと、やってみたいこと、自分のスキルのこと・・・
ハローワークの窓口で、一緒に考えてみませんか？

最新情報は
SNS や
ホームページで
ご覧いただけます！



ハローワーク池田
職業訓練のご案内はこちらから



<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-hellowork/list/ikedakyushokusha/201412.html>

各コースのカリキュラム等はこちらから
(大阪労働局 ハロトレポータルサイト)



<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-hellowork/kyushokusha/hello-training.html>

ハロトレ ポータル 検索

【お問い合わせ】ハローワーク池田 職業訓練担当（電話 072-751-2595 部門コード43#）まで

～大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課からのお知らせ～

女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、女性活躍推進法が改正されました。これに伴い、「女性の活躍に関する情報の公表」に関する事業主への義務付けが拡大されます。

事業主の皆さまは、女性活躍推進法に基づく情報公表や一般事業主行動計画の策定に際し、改正後の法律及び省令・指針に沿った取組が行われるよう準備を進めてください。

改正の概要

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業にも公表義務が拡大されます。
- 新たに「女性管理職比率」の公表が、従業員数101人以上の企業に義務付けられます。

※従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、 2項目以上 を公表（計 3項目以上 ）	男女間賃金差異及び 女性管理職比率 に加えて、 2項目以上 を公表（計 4項目以上 ）
101人～300人	1項目以上 を公表	男女間賃金差異及び 女性管理職比率 に加えて、 1項目以上 を公表（計 3項目以上 ）

情報公表の範囲そのものが、女性活躍に対する姿勢を表すものとして求職者の企業選択の要素となることにご留意いただき、必須項目数以上の項目について積極的な公表をご検討ください。

従業員数が301人以上の企業は、以下の**4項目の情報公表が義務**付けられます。

- ① 「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」の区分から「男女間賃金差異」と「女性管理職比率」とその他1項目以上（計3項目以上）を公表
- ② 「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」の区分からいずれか1項目以上を公表

従業員数が101人以上300人以下の企業は、以下の**3項目の情報公表が義務**付けられます。

- ① 「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」の区分から、「男女間賃金差異」と「女性管理職比率」を公表
- ② 「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」の区分から、いずれか1項目以上を公表

<各区分の情報公表項目>

① 「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」	② 「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」
<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用した労働者に占める女性労働者の割合 ・ 男女別の採用における競争倍率 ・ 労働者に占める女性労働者の割合 ・ 係長級にある者に占める女性労働者の割合 ・ 役員に占める女性の割合 ・ 男女別の職種又は雇用形態の転換実績 ・ 男女別の再雇用又は中途採用の実績 ・ 女性管理職比率 【必須】 ・ 男女間賃金差異 【必須】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女の平均継続勤務年数の差異 ・ 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ・ 男女別の育児休業取得率 ・ 労働者の一月当たりの平均残業時間 ・ 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 ・ 有給休暇取得率 ・ 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

Q 具体的にはいつの期間の数値をいつまでに公表する必要がありますか？

A 初回の「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表は、改正法の施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表する必要があります。

例えば 令和8年4月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和8年7月末までに公表
令和8年12月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和9年3月末までに公表
令和9年3月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和9年6月末までに公表
その後もおおむね1年に1回以上、最新の数値を公表する必要があります。

※ なお、女性管理職比率について、公表時点で得ることができる最新のものとする必要があります。具体的には、公表を行う事業年度の前事業年度時点の情報である必要がありますが、最新のものであれば、公表を行う事業年度の前事業年度のいずれの時点の情報であっても差し支えありません。

Q 男女間賃金差異や女性管理職比率の情報はどこに公表すればよいですか？

A 公表の場合は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」が最も適切です。是非ご活用ください。

URL：<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

なお、自社のホームページへの掲載等でもさしつかえありません。

情報公表には「女性の活躍推進企業データベース」をご活用下さい。



● 「女性活躍推進企業データベース」は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画と、自社の女性の活躍に関する情報を公表するためのウェブサイトです。

● 「女性活躍推進企業データベース」に登録すると、更新時期をメールでお知らせします。
※情報公表については年1回以上更新する必要があります。

女性活躍推進企業データベース 🔍 検索



お問い合わせは

大阪労働局雇用環境・均等部指導課まで

TEL:06-6941-8940 (受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く))

～淀川労働基準監督署からのお知らせ～


令和7年度大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金	時間額(発効年月日)	適用の範囲
	1,177円 (令和7年10月16日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
塗料製造業	1,191円 (令和7年12月4日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務 次の業務に主として従事する方 (1)ワイヤーハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ又は刻印の業務 次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰め業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
鉄鋼業	1,185円 (令和7年12月1日)	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,180円 (令和7年12月1日)	
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,197円 (令和7年12月1日)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,197円 (令和7年12月4日)	
自動車・同附属品製造業	1,194円 (令和7年12月1日)	
自動車小売業	1,177円 大阪府最低賃金 (令和7年10月16日)	
		備考
		(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。

賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ① 中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ② 業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③ 他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面をご覧ください



最低賃金についてご不明の点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502) または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。
 ※裏面の「業務改善助成金」は、大阪は第2期の申請を終了しています。



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策

社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター
TEL:0120-068-116 受付:平日9:00~17:00



どの支援が合うか迷ったら、『大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター』に相談してみようね！



◆業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その費用の一部を助成する制度です。

【問合せ先】
・業務改善助成金コールセンター
・TEL:0120-366-440



◆中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。

【問合せ先】
・中小企業税制サポートセンター
・TEL:03-6281-9821



◆中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある製品や設備・システムの導入を支援します。

【問合せ先】
・中小企業省力化投資補助事業
コールセンター
・TEL:0570-099-660



◆キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。
また、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

【問合せ先】
・大阪労働局職業安定部
雇用保険課助成金センター
・TEL:06-7669-8900



◆企業活力強化貸付

(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別利率で融資します。

【問合せ先】
・日本政策金融公庫
・TEL:0120-154-505



◆IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

【問合せ先】
・サービス等生産性向上IT導入支援事業
コールセンター
・TEL:0570-666-376



◆賃金引き上げ特設ページ公開中！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



～大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課からのお知らせ～

大阪府労働環境課「労働相談」のご案内

大阪府労働相談センターでは、「賃金を払ってくれない」、「職場でのハラスメントに悩んでいる」等、働く方、雇う方からのさまざまな労働相談（電話、面談及びオンライン）をお受けしています。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください！

大阪府労働相談センターでの労働相談

【場所】〒540-0033 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館10階 大阪府労働環境課内

【受付日時】平日9時～12時15分 13時～18時まで

（毎週木曜日は20時まで）

【お問い合わせ】

◆労働相談：06-6946-2600

◆専門家による特別労働相談（要予約／面談のみ）

弁護士、社会保険労務士が相談に応じます。

【利用日時】予約時にご確認ください。

◆職場におけるメンタルヘルス専門相談（要予約／面談のみ）

医師、公認心理師及び産業カウンセラーが相談に応じます。

【利用日時】第1・2・3・4火曜日：14時～17時

第1水曜日：14時～17時

※特別労働相談、メンタルヘルス専門相談は、あらかじめ相談員による相談を経た上で実施しています。

◆セクハラ・女性相談：06-6946-2601（女性相談員の対応も可能です）

◆テレワークサポートデスク：06-6946-2608

◆オンライン相談：府HP「オンライン労働相談予約システム」から相談日の2営業日前までにご予約下さい。

※1枠45分 1日6枠／17時30分までの受付

<https://viewer.kintoneapp.com/public/1e4967824dce9a4e7389edadecf392c1#/>

◆チャットボットによる労働相談

24時間、365日、6言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語）による労働相談が可能です。

〈こちらからご利用ください〉



<https://embed.chatbot.digital.ricoh.com/shokorodo/app/index.html>

◆外国語相談：06-6946-2600（英語、中国語、ベトナム語など12言語の通訳による相談）

※日本語にて要予約／1回のみ／2時間

※上記以外の言語に関しましてはお問合せ下さい。

◆労働環境の改善・働き方改革に関する相談：06-6946-2605

詳細は以下をご確認ください。



<https://roudou-soudan-center.pref.osaka.lg.jp/>

<労働関係情報メール配信サービスのご案内>

労働問題、職場のハラスメント防止、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスなど労働関係の地域セミナーや就職応援イベントなどの情報、大阪府が実施する労働関係調査の結果をお届けします。（登録無料）

メールマガジンの登録は、

こちら→

労働関係情報メール



または右の二次元バーコードを読み込んでアクセスしてください。